

連系線利用ルールに関する意見について

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社
平成28年10月17日

1. 経過措置が必要な理由および期間

(参考) PJMにおける金融的送電権の歴史

2. 準備期間と理由

3. その他、連系線利用ルールに関する事項

(参考) FTR発行量の考え方

- 経過措置が必要な理由：
 - 当社は、連系線を利用して安価なベース電源を長期間・固定価格で調達
 - 間接オークション移行に伴い、安価で競争力のある供給力の調達において、混雑費用の負担が生じる
- 経過措置の内容：混雑費用が全額還元されること（FTR無償配布等）
- 期間：既存契約期間中（欧米と同様）

- 間接オークション (LMP: Locational Marginal Pricing) 導入に伴い混雑リスク発生
- 経過措置として、LMP導入時の既存利用者(native load)にFTRを無償配布
 - native loadに供給する**既存電源(historical resource)の存続中、毎年無償配布**
- 間接オークション移行後の新規利用者はFTRをFTR市場で調達
 - 混雑費用の固定化
 - 混雑費用の負担を前提に事業展開
 - FTR市場の収入は系統利用者に還元

2. 準備期間と理由

- 混雑費用の発生に伴い、金銭的リスクが現行以上となるため、リスク負担に関する発電事業者・小売事業者間の協議が困難となる
- 金銭的リスクが現行と同等であれば、契約の見直しは可能と考えている
- 契約の見直しの際には、設備改修の要否やシステム化などについても詳細を検討する必要
 - ▶ システム・清算・計量環境の整備等に数年程度を要する可能性

3. その他、連系線利用ルールに関する事項 **TEPCO**

■ 以下のような観点からも検討を行っていただきたい

- ① 市場に蓄積される混雑費用もしくは送電権オークション収入の扱い
- ② 連系線の運用容量減少時の扱い
 - ✓ 現行の混雑リスクと同等となること
(次スライド：FTR発行量の考え方)
- ③ 特定負担で増強される連系線の利用ルール
 - ✓ 増強後の空容量利用者と特定負担者の負担の公平性担保
- ④ 特定負担を行う利用者の物理的送電権の取得
- ⑤ 低炭素など付加価値のある電気の扱い

- FTRの支払い原資は混雑費用であるため、**発行可能量に制約** (Revenue adequacy)
 - 連系線通過実績MW を超える量を発行していた場合、支払い義務額が原資を上回り、手当が必要。
- 運用容量減少時にFTR発行可能量が不足する場合の配布方法（支払い手当含む）の整理が必要

【 FTRの支払い義務額 】

市場 → FTR保有者



Revenue adequacy

確保 ≤
不足 >

【混雑費用】

系統利用者 → 市場



※FTRは計画段階で発行